

平成 23 年 11 月 21 日
総務省統計局

第30回人口・社会統計部会において出された意見等に対する回答

平成24年就業構造基本調査

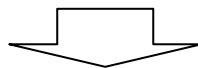
- 1 「C3 どうして前の仕事をやめたのですか」の選択肢について、「収入が少なかった」と「労働条件が悪かった」を「労働条件が悪かったため（収入が少なかったなど）」に統合することの是非について再検討すること。

(回答)

平成19年調査結果による前職の離職理由別割合を見ると、「収入が少なかったため」が6.5%、「労働条件が悪かったため」が10.1%と一定数に上ることや、調査票上のスペース的にも可能であるため、部会での意見を踏まえ、選択肢の統合を取りやめ平成19年調査時の選択肢に戻す。

【現行案】

C3 どうして前の仕事をやめたのですか (おもなもの一つにマーク)	人員整理・勧奨退職のため	会社倒産・事業所閉鎖のため	事業不振や先行き不安	一時的にいた仕事だから	収入が少なかったため (収入が少なかったなど) 労働条件が悪かったため	自分に向かない仕事だった	家族の転職・転勤又は 事業所移転のため	定年のため	雇用契約の満了のため	病気・高齢のため	結婚のため	出産・育児のため	家族の介護・看護のため	その他
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>



【修正案】

C3 どうして前の仕事をやめたのですか (おもなもの一つにマーク)	人員整理・勧奨退職のため	会社倒産・事業所閉鎖のため	事業不振や先行き不安	一時的にいた仕事だから	収入が少なかったため 労働条件が悪かったため	自分に向かない仕事だった	家族の転職・転勤又は 事業所移転のため	定年のため	雇用契約の満了のため	病気・高齢のため	結婚のため	出産・育児のため	家族の介護・看護のため	その他
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

2 「E1の2 この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか」について、把握の期間を1年間とすることの是非を含め再整理すること。

(回答)

本調査が『ふだん（ユージュアル）の就業状況』を主に把握するための調査であることから、育児・介護休業等の制度の利用状況は、ふだんの状況としての就業状況や就業希望意識などと組み合わせた集計を行うことになる。このため、制度の利用状況についても、ふだんの就業状況とある程度対応する形で把握する必要がある。

育児支援制度の利用状況について、仮に「現在利用している」とした場合には、調査時点でたまたま制度を利用中の者以外、短期間の休業利用者などが対象から落ちてしまい（例えば、子の看護休暇は年に5日までなどとされている）、十分な把握ができない可能性がある。

また、「過去に利用したことがある」とした場合には、過去の制度の利用も全て含まれてしまうことから、複数の子どもがいる世帯では、現在の育児の対象と制度の利用の対象が一致しない場合が出てきてしまうなど分析上支障がでる可能性がある。（なお、育児支援の利用状況を見る際には、時系列的な変化を見るため、一定期間での状況を見るケースが多い。例えば、政府の「仕事と生活の調和推進のための行動指針」における男性の育児休業取得率も、ある時点を起点とした1年間に配偶者が出産した者を対象としている。）

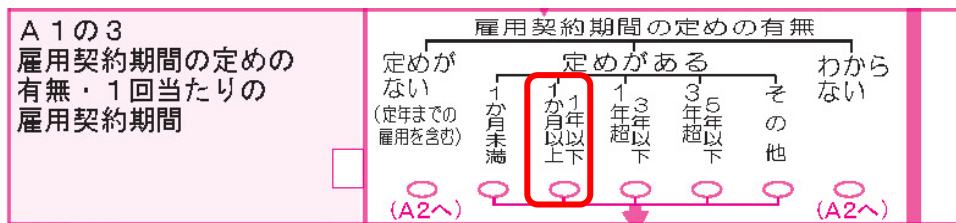
以上のことから、対象期間は原案どおり「この1年間」とすることが適当であると考える。

3 「A1の3 雇用契約期間の定めの有無及び1回当たりの雇用契約期間」については、選択肢のうち、「1か月以上1年以下」に回答が集中することが想定されるため、他調査の区分を参考にした上で、再度検討・整理すること。

(回答)

平成19年調査結果による雇用形態別雇用者数割合の「臨時雇」（雇用契約期間1か月以上1年以下に相当）は11.3%程度であることから、あまり細かく区分することは適当ではないと考えられるが、部会での意見を踏まえ、「1か月以上1年以下」を「1か月以上6か月以下」及び「6か月超1年以下」の二つに分割する。

【現行案】



【修正案】

